



## 事例 28、「モデルになるはずが、

### 高額なネックレスを買わされた！」

【事例】駅前で「雑誌モデルになりませんか」と声をかけられ、説明を聞いた。「次の審査に進むためにはエステが必要。無料です」と言われ、エステサロンに連れて行かれた。サロンで紹介された人から「50万円のネックレスを買ったこととしてクレジットを組むと、無料で脱毛エステを受けられる。支払いは会社がするから、お得」と誘われ、契約した。ところが、1回分だけ入金された後、連絡が取れない。だまされたのか。(相談者：20歳代の大学生、女性)

【対処法】① かわいいからモデルにならないか、など喜ばせておいて、実際には高額なクレジットを組ませる手口です。販売目的を隠した勧誘で、違法行為となります。② 「会社があなたの代わりに支払う」とか「後で全額返金される」などと言われても、信用してはいけません。世の中にはうまい話は絶対ありません。③ お金の支払いが絡む場合は、一人で判断しないで必ず家族や消費相談窓口にご相談しましょう。④ 万が一契約してしまっても、クーリングオフできる場合がありますし、違法な勧誘なら契約を取り消すことができる場合もあります。あきらめないで、相談して下さい。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。秘密は守られます。